

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2023年4月1日時点	
~2023年3月31日	2023年4月1日~

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>附 則 (令和2年2月21日 NS才第00607161号) (経過措置)</p> <p>3 前項の場合において、オープンコンピュータ通信網契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができます。</p> <p>ただし、3GプランとLTEプランの相互の変更を請求することはできません。</p> <p>また、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5については、DPSサ第00785799号(令和3年5月19日)の附則3に定める変更事項に限ります。</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>附 則 (令和2年2月21日 NS才第00607161号) (経過措置)</p> <p>3 前項の場合において、オープンコンピュータ通信網契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができます。</p> <p>ただし、通信方式による区別の変更については、CNS1サ第01041217号(令和5年3月26日)の附則4に定めるところによります。</p> <p>また、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5については、DPSサ第00785799号(令和3年5月19日)の附則3に定める変更事項に限ります。</p> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>附 則 (令和5年3月26日CNS1サ第01041217号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別(次表に掲げるものを除きます。)については、左欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別に相当するものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ6に係るもの </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ6に係るもの 個別認証プランに係るもの </td> </tr> </table> <p>3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸FOMAサービスを利用して提供するもの)に限ります。)の通信方式による区別は、「3Gプラン」とします。</p>	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ6に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ6に係るもの 個別認証プランに係るもの
オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ6に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ6に係るもの 個別認証プランに係るもの		

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2023年4月1日時点	
～2023年3月31日	2023年4月1日～
	<p><u>4 3Gプランに係る通信方式による区別の変更については、標準コースの共通認証プランの場合であって、3GプランからLTEプランへの変更又は3Gプランから5Gプランへの変更となるときに限り、変更を請求することができます。</u></p> <p><u>5 NSオ第00607161号（令和2年2月21日）の附則3における、「ただし、3GプランとLTEプランの相互の変更を請求することはできません。」を「ただし、通信方式による区別の変更については、CNS1サ第01041217号（令和5年3月26日）の附則4に定めるところによります。」に改めます。</u></p>